

（燃料装置）

第96条 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第15条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。

イ 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

ロ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがある又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備えるプラスチック製燃料タンクは、別添16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合するものであること。

三 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。

ロ 排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。

ハ 露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。

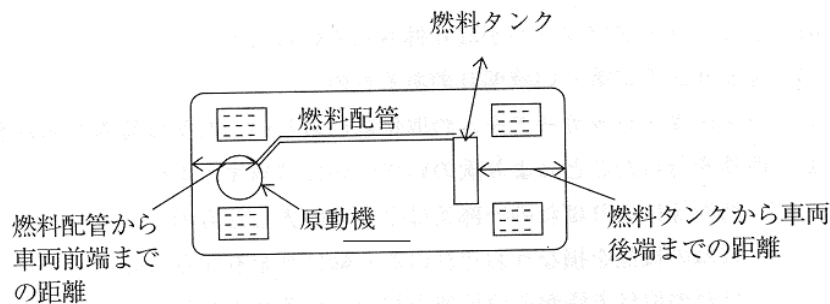
ニ 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

2 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。

3 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。ただし、第1項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）

- く。）にあつては、協定規則第137号の技術的な要件及び協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.及び9.6.に限る。）に適合すること。
- 二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超え3.5t未満の自動車に限る。）であつて三輪自動車以外のものにあつては、協定規則第137号の技術的な要件に適合すること。
- 三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）にあつては、協定規則第137号の技術的な要件及び協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）若しくは別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る）に適合すること。
- 四 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第94号の技術的な要件に適合すること。
- 五 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第95号の技術的な要件に適合すること。
- 六 自動車（保安基準第18条第5項各号に掲げる自動車を除く。）にあつては、協定規則第135号の技術的な要件に適合すること。
- 4 保安基準第1条の3ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であつて次の各号に掲げるものは、保安基準第15条第2項の基準に適合するものとする。
- 一 次に掲げるすべての事項に該当する燃料タンク及び配管
- イ 燃料タンク及び配管の最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上であり、かつ、燃料タンク及び配管の最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が65mm以上であるもの



- ロ 燃料タンク及び配管（ホールベース間に備えられたものを除く。）が、自動車の下面を除き、車外に露出していないもの
- ハ 燃料タンク及び配管の付近に、衝突時等において損傷を与えるおそれのある鋭利な突起物がないもの
- 二 協定規則第34号（規則5.及び6.に限る。）に適合するもの又は協定規則第34号（規則13.に限る。）に適合するもの